平成 29 年 8 月 6 日

企業会計基準委員会御中

公認会計士 矢野 弘樹

企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」等 に対するコメント

貴委員会より、平成 29 年 6 月 6 日付けで公表されました標記公開草案へのコメントを表明する機会を 頂き、御礼申し上げます。

私の意見を下記の通り、提出致します。

記

質問1(会計処理に関する質問)

- ・個別財務諸表における会計処理の見直しについては同意する。
- ・未実現損益の消去に係る税効果会計について、繰延法を継続するという結論には同意するが、論拠については、以下の記載を加えることをご検討頂きたい。

【未実現損益の消去に係る税効果会計についての意見】

企業会計基準適用指針公開草案第 58 号『税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)』の結論の背景に、以下の記載を加えるべきと考える。

·131項

繰延法と資産負債法は、何れも一定の論拠があるとされているが、結果として金額が異なるのだから、 何れが企業価値を適切に表しているかの視点からの記載を加えて頂きたい。

私見では、資産負債法は、購入側で支払う仮定を置いているが、その仮定を置いても購入側の税率で計算した金額は課税されないことから、確定した税額を繰延べる繰延法が企業価値を適切に表していると考えるが、企業価値の視点から資産負債法も繰延法と同等であるなら、その解説を記載して頂きたい。

· 132 項

資産負債法に変更する場合の影響としては、以下の点も記載を加えて頂きたい。

① 国内会社から在外子会社等に、棚卸資産以外の資産を売却した場合の、為替変動影響額の検討現行は、購入した在外子会社等が資産を所有している間、為替相場が変動しても、未実現損益は変動させないとされている(外貨建取引等の会計処理に関する実務指針45項)。

しかし、資産負債法に変更する場合、この指針の変更要否について検討すべきと考える。

資産負債法は、購入した会社で未実現損益に対する税金を支払うと仮定するのだから、繰延税 金資産または負債は、購入した会社の毎期末の為替相場で換算した額とし、将来、未実現損益が 実現した時に計上する税金費用も、購入した会社のその期の為替相場で換算した額にすべきではないか。税効果を毎期の為替相場で換算した額にすることになれば、未実現損益も同じ為替相場で換算すべきと考える。

よって、資産負債法に変更する場合の影響に、外貨建取引等の会計処理に関する実務指針 45 項の見直しが必要との旨を加えて頂くか、当該指針は変えなくて良いということであれば、その理由を記載して頂きたい。

なお、当該指針を見直し、未実現損益に為替相場の影響を反映する場合、システムへの影響が 発生することも付記しておく。

② 未実現損益を購入会社で認識することの検討

繰延法は、未実現損益を認識する会社と、税効果を認識する会社が、何れも売却元で一致している。

資産負債法に変更した場合、税効果を認識する会社だけ購入側に変更すると、未実現損益は売却元で認識し、これに係る税効果は購入側で認識することになってしまうが、未実現損益も購入側で認識する方法に変更することの検討の要否について記載して頂きたい。これは、非支配株主持分の算定に影響する。

例えば、ダウンストリームの場合、現行は、未実現損益も税効果も売却元で認識するから非支配株主持分は発生しないが、税効果のみ購入側に変更すると、未実現損益に対しては非支配株主持分が発生しないのに、これに係る税効果のみ購入側の非支配株主持分が発生してしまう。さらに、①で購入側が在外子会社等の場合に、未実現損益に為替相場の影響を反映することになれば、購入側で生じる為替換算調整勘定に対しても、購入側の非支配株主持分が発生すると考える。

しかし、資産負債法の、未実現利益が実現した時に当該利益に対して納付するとの仮定に基づけば、未実現利益も税金を支払うと仮定した購入側で認識する方が妥当と考える。

よって、資産負債法に変更した場合に、未実現損益を購入側で認識することの検討が必要との旨を記載して頂くか、資産負債法に変更しても、未実現損益は売却元の認識のままで良いのであれば、その理由を記載して頂きたい。

質問 2 (表示に関する質問) 同意する。

質問 3 (注記事項に関する質問) 同意する。

以上